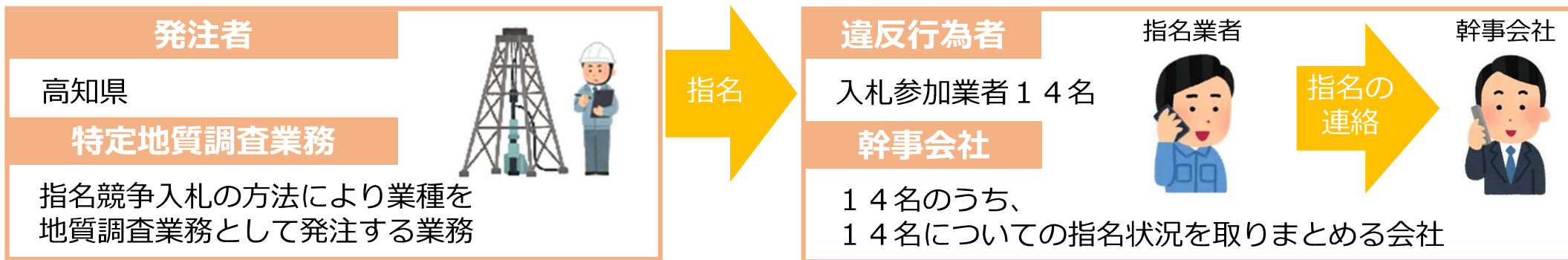


高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）



合意

- ・ 指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定
- ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力

実施方法

次の方法により受注予定者を決定していた。

- ① 予定価格を、予定価格等に応じて定めた区分に当てはめ、当該区分において指名回数を基に算定した点数が最も多い者
- ② 予定価格が一定の金額に満たないなど①の区分に該当しない業務の場合は、受注を希望する者（注）
- ③ ①②に関係なく、設計協力の内容が業務に採用された者（注）
- ④ ①②に関係なく、過去に発注された業務と継続性がある場合は、当該業務を受注した者

①～④の者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）受注希望者又は設計協力者が複数名の場合は、それらの者の話合いにより受注予定者を決定する。

＜受注予定者の決定方法（イメージ）＞

予定価格1000万円以上									
指名日	業務名	A社	B社	C社	D社	E社	...	N社	備考
	R2.4.1現在	2	3	9	5	4		2	
R2.4.6	〇〇業務	○	○	●	○	○	...	2	【決定方法①】
		3	4	0	6	5			
R2.4.14	〇〇業務	●	○	○	○	○	...	2	A社：設計協力 【決定方法③】
		0	5	1	7	6			
R2.4.16	〇〇業務	○	●	○	○		...	○	B社：継続 【決定方法④】
		1	0	2	8	6		3	
R2.4.23	〇〇業務	○	○	○	●	○	...	3	【決定方法①】
		2	1	3	0	7			

※決定方法①の区分に該当しない業務は【決定方法②】
 ※「●」は受注予定者、「○」は指名業者、無印は非指名業者を指す。
 ※「●」等の下に記載している数字は指名回数を基に算定した点数を指す。受注予定者は0点になり、他の指名業者は点数が増える。

特定地質調査業務の大部分を受注
高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限